

先進医療の新規届出技術について
(届出状況／10月受理分)

先　－　2
3 0 . 1 1 . 8

受理 番号	技術名	適応症等	申請医療機関	先進医療 の内容	医薬品・ 医療機器 等情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に 係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用 療養費分に係る 一部負担金	先進医療A 又はB (事務局案)	受理日 ※3
92	微小肺病変に対する 切除支援マイクロコイル 併用気管支鏡下 肺マッピング法	微小肺病変	東京大学医学部 附属病院 (国家戦略特区)	別紙2－1	別紙2－2	7万4千円 (研究費負担が5万8千円 であり、患者負担は 1万6千円)	96万6千円	41万6千円	先進医療B	H30.10.5
93	胃上皮性病変に対する プローブ型共焦点レーザー 顕微内視鏡の診断能に 関する多施設前向き研究	胃の悪性新生物 および良性新生物	国立研究開発法人 国立がん研究センター 中央病院 (国家戦略特区)	別紙3－1	別紙3－2	8万円 (全額研究費負担)	3万1千円	1万3千円	先進医療B	H30.10.12

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。(四捨五入したもの)
※3 原則として15日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】
○ 先進医療A
1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
(1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
(2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B
3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、
当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。